



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18  
労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

\*\*\* 育児休業期間中の社会保険の免除について \*\*\*

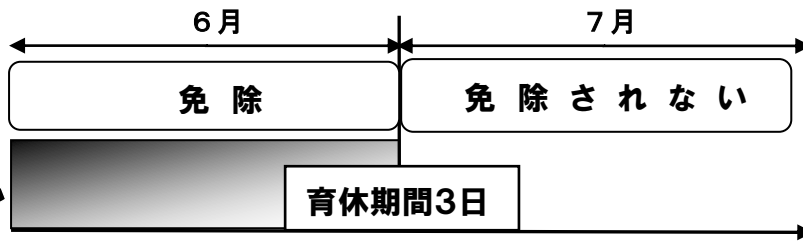
従来の①の保険料免除に加え、②も新たに免除が追加されました。

下記の一定の要件を満たしていれば

育児休業期間(出生時育児休業←産後パパ育休を含む)における各月の月給・賞与に係る社会保険料が

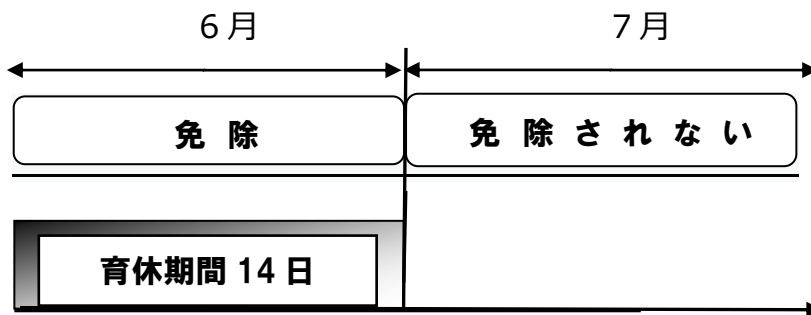
**被保険者本人負担分 および 事業主負担分ともに免除**されます。

① その月の末日が育児休業期間中である場合



ぼくが産後パパ育休取る時に月末にかかったら、ぼくも会社も保険料免除になるんだ!

② 同一月内で育児休業を取得(開始・終了)し、その日数が14日以上の場合



月末に育休がかからない場合は、育休期間も14日以上取得しないとその月の保険料免除にはならないんだ

令和4年10月以降に開始した育児休業期間中の社会保険料免除の要件を判断する際、「14日以上」の日数には、出生時育児休業(産後パパ育休)期間中の就業の仕組みで、事前に事業主と労働者の間で調整した上で就業した日数は含まれません。

**注意**

**賞与に係る保険料は**

連続して1か月を超える育児休業を取得した場合に限り免除します

詳しくは当事務所の担当者までお問合わせ下さい。





# 「パワハラ防止法対応において企業に求められていること」

～R4年4月からのパワハラ防止法は適用されています！

2022年4月からパワハラ防止法が中小企業にも適用され、職場でパワハラ対策を講じることが**義務化**されてから10ヶ月が過ぎようとしています。しかし

- ① そもそも何が「パワハラ」に当たり、どのような対策を講じることが求められるのか
- ② 「パワハラ」を防止するために具体的に何をすればいいのか
- ③ 実際に「パワハラ」が起こってしまった場合のリスクヘッジはどうすればいいのか

等、「一言にパワハラ対策と言っても何をすればいいかわからない」と義務化に対し焦りを感じる経営者も多いと思います。

そこで、本セミナーでは上記の点についてそれぞれの専門家が解説し義務化にあたり経営者の方が抑えておくべきポイントを整理します。

吉田労務管理センター副所長 田中友美も講師として参加します。是非ご参加下さい。  
→パワハラセミナーは今回で終了です。次回は経営労務診断のセミナーとなります。

1. 日時 令和5年2月8日(水)  
開始時間／13:30～15:00

2. 会場 合人社ウェンディひと・まちプラザ  
北棟5階 研修室C  
広島市中区袋町6番36号 TEL(082)545-3911

3. 受講料 お一人様 1,000円  
※当日ご持参ください

主催：賢い経営者の会



## 〈スケジュール〉

### 第1部 パワハラセミナー (13:30～14:45)

- ① パワハラについて 社労士 田中 友美 (吉田労務管理センター副所長)
- ② パワハラの法解釈と裁判実例  
弁護士 蓮見 和章(弁護士法人リーガルジャパン代表弁護士)
- ③ ハラスメントを起ささないための具体策  
ACTAS代表 服部 哲茂 (ACTAS)
- ④ ハラスメント対策としての保険活用  
代表取締役 中西 健二 (丸共インシュアランス株式会社)

### 第2部 質疑応答 (14:45～14:50)

### 第3部 名刺交換会 (14:50～15:00)

貴社名					TEL( )	—
ご住所					FAX( )	—
No.	お役職	お名前	No.	お役職	お名前	
1			3			
2			4			

申込先／吉田労務管理センター 田中まで FAX (082) 227-3453